

2025年11月27日

岡山市長 大森 雅夫 様 ★は市長重点に掲載
岡山市教育長 三宅 泰司 様 ☆は教育長重点に掲載

日本共産党岡山市議団
団長 林 潤

2026（令和8）年度 岡山市予算編成要求書

—大型事業より暮らし最優先の岡山市政を—

記

1 暮らし優先のお金の使い方への転換をめざして

- （１）市として事業を改めて精査し、中止、凍結、延期、事業規模縮小などの見直しを行って、暮らしを支える財源をつくり出すこと。
- ①★公費でのアリーナ整備は、市長選の結果や新アリーナ反対の声が大きいとの報道機関の調査などを真摯に受け止め、いったん白紙化すること。
 - ②路面電車の岡山駅前広場乗入は中止すること。
 - ③吉備線LR T化から撤退すること。

2 物価・エネルギー価格等の高騰から市民生活を守るために

- （１）物価高騰の影響が特に強い世帯等に対して。
- ①★国の重点支援地方交付金は、物価高騰の影響を強く受ける世帯に直接届く施策を中心に活用すること。
 - ②★水道料金について、2026年4月の再値上げは凍結すること。ひとり親世帯や低所得世帯や医療機関・福祉施設等に対して、減免や補助の制度を導入すること。 ※5（１）②③と重複掲載
 - ③児童手当について、希望する受給者には現金で支給すること。
 - ④以下について、国に適切な対応を求めること。
 - a) 物価高騰による実質的な所得減に対応して、税・料の負担率を引き下げること。
 - b) 年金額の引き上げによって介護保険・国民健康保険の保険料や窓口負担、高額療養費などの階層区分が引き上がり、差し引きで負担増となる事例があることについて、是正すること。

⑤税・料の滞納への対応について。

- a) 状況を丁寧に聞き取り、生活していけなくなるような滞納処分は行わないようにすること。
- b) 差し押さえた際に手元に残す額が少なすぎて、生活していけない事例が発生している。市として市民の生活実態を十分考慮して判断すること。少なくとも生活保護基準額は差し押さえないこと。差押基準が長年変わっておらず、現在の状況と乖離していることについて、国に対して基準の改善を求めること。
- c) 預貯金の差し押さえに際しては、児童手当の振込分は必要生活費に加算して差押しないようにすること。国にも運用として明記するよう求めること。

⑥社会福祉協議会のコロナ特例貸付、その後の貸付について、返済は家計の実情に応じた対応をするよう市として働きかけること。貸付と返済状況を示すこと。

⑦保護者の援助を受けられない市内在住の学生等について、家賃、通学費用、食料の支援などを行うこと。

(2) 中小企業・個人事業主等に対して。

①★最低賃金の急上昇に伴う事業主負担を考慮し、他自治体の取り組みも研究して、賃上げのみを条件とする直接支援を、時限的であっても実施すること。

②事業者の借入金の返済への支援を拡充すること。

③コロナ時のいわゆる「ゼロゼロ融資」を受けている事業者について、既往債務がある場合でも新規や追加の融資について柔軟に対応するよう金融機関に働きかけること。

④施策立案にあたっては、商工団体等に留まらず、中小・小規模事業者やフリーランス等も含め幅広く意見を聴くようにすること。

(3) ★農林水産業者に対して、飼料、肥料、資材等の費用について、数年間高止まりが続いている状況を踏まえ、価格上昇以前を基準にした支援を行うこと。

(4) 市が雇用する職員について、特に非正規雇用について物価高騰分を上回る賃上げを行うこと。

(5) 消費税率5%への引き下げを国に求めること。

(6) インボイスについて、市内企業への影響を示すこと。インボイス中止を国に求めること。

3 災害から市民生活を守るために

(1) 配慮を必要とする人が避難できるよう市として責任を持ち、スピード感を持って対策を強化すること。

①避難行動要支援者の個別支援計画は、全対象者分の達成までの年次計画を立てること。計画作成前の段階において、全対象者について誰が声を掛けるかだけでも岡山市の責任で取りまとめること。

②福祉事業者への委託は、早急に具体化すること。2024年度の作成は0件であり、全市的に拡大できるようモデル化すること。

③昼と夜では当事者も周囲の状況も異なる。昼夜それぞれに適する計画を策定でき

るようにすること。

④障害児も避難行動要支援者と位置づけ必要な対応をすること。

(2) 福祉避難所及び福祉的な避難所の体制強化について。

①ケアマネージャー等介護関係者をはじめとする支援者・支援機関等と連携し、要配慮者が自宅から福祉避難所に直接避難できる現実性のある避難計画を策定すること。

②障害者体育センター、各公民館、ふれあいセンター、(和室があるなど福祉的な施設)、は福祉的要素が高いことに鑑み、要配慮者が優先的に避難できるようにすること。

③避難所の開設判断については、和室、風呂のある施設、公民館等福祉的配慮の可能な施設を優先して開設するようにすること。

(3) 自主防災組織に市として責任を。

①自主防災組織は、市として全町内会の確立まで責任を持つこと。連合町内会でカバーしていない未結成町内会(19学区・161町内会・1万人)に対する支援を強化すること。

②自主防災組織は、町内会単位のみとせず、適切な人口規模単位で結成することや、町内会の実情に応じて複数立ち上げることが可能なようにすること。

③自主防災組織への補助について、組織の大小によって補助額に大きな格差があり、世帯数に応じて公平性を担保すること。申請に関する事務負担を地域の実情に応じて軽減する、補助制度や使い方の事例を周知するなど、補助制度のいっそうの活用促進をはかること。

④自主防災組織の避難訓練は20.2%である現状に鑑み、実質的、継続的な活動ができるよう伴走型の支援を行うこと。

⑤マンションにおける自主防災活動の促進について。

a) 地域の町内会への加入や独自の町内会の結成いかんに関わらずマンション単位での自主防災組織が必要との視点に立って、市として方針を確立すること。

b) 町内会への所属の有無に関わらず、マンション単体でも自主防災組織をつくれるようにすること。自主防災組織を立ち上げた(立ち上げる)場合には、補助の対象とすること。

(4) 避難所について。

①避難所のうち学校の垂直避難について、校舎への入り口を破壊してでも避難できることを、地域の関係者に平時から周知徹底すること。出前講座や防災訓練の有無にかかわらず町内会長や自主防災組織には伝えること。

②避難所運営を行う可能性のある地域関係者等に、「女性の視点を活かした防災ハンドブック」を配布し、これに基づく研修を行い、意識の向上を不断に図ること。避難所設置運営訓練等に多様性やジェンダーの視点を盛り込むこと。

③「避難指示」が出ている場合、開設避難所ではなくても指定避難所には避難者が来ることを想定し、解錠、備蓄の使用について、地域の自主防災組織と協議しておくこと。消防団とも連携を進めておくこと。

- ④★☆☆指定避難所であることも踏まえ、学校のトイレの洋式化を加速すること。「既存学校施設のバリアフリー化改修基準」を、全ての和式便器を洋式化するよう改定すること。 ※7（16）と重複掲載
- ⑤指定避難所であることも踏まえ、障害者体育センターの体育館に常設型のエアコンを速やかに設置すること。
- （5）ハザードマップの改善・充実を。
 - ①所管、種類、想定降雨量などが異なるものが併存しており、市民にとって分かりにくい。市民の立場に立って、発行や情報提供に関する所管部局を統一すること。
 - ②国と県の南海トラフ巨大地震の被害想定見直しを受け、市の被害想定を早急に見直すこと。中小河川の浸水想定見直しについて、いち早く住民に周知すること。
 - ③浸水区域を想定するにあたっては、内水も想定雨量を過去実績を用いるのではなく、想定最大規模降雨を用いること。市内全域でシミュレーションして出すこと。
- （6）2018年西日本豪雨災害に関して、行政の対応や、職員の対応や地域の各種団体・個人の動きも含め総括し、市民に示すこと。
- （7）2025年3月の南区飽浦地内での山林火災に関して、行政の対応や、職員の対応や地域の各種団体・個人の動きも含め、危機管理室、消防局それぞれで総括し、市民に示すこと。
- （8）危機管理部門の体制強化をすすめること。特に、区別本部の体制強化、経験を積める職員配置に留意すること。
- （9）防災計画等の構築にあたっては、自衛隊は災害対応の専門家ではないという事実を踏まえ、過度に依存しないこと。

4 福祉施策・制度の前進を

- （1）子ども医療費について。
 - ①★18歳まで完全無料化すること。
 - ②県に助成や県制度の創設を強く求めること。
 - ③無料対象外となっている中高生の療養手帳所持者等も無料対象に含めること。
 - ④難病患者等の指定難病外の受診（怪我や風邪など）についても、無料化すること。
- （2）国民健康保険は、安心して医療を受けられる制度にすること。
 - ①★一般会計からの政策的繰入を行うなどして、払える保険料に引き下げること。
 - ②経済的に困難な市民を支える政策判断のもとに、以下の負担軽減策を、他自治体の実施例を参考に一般会計からの繰り入れや後からの補填など様々な手法を使って、実施すること。
 - a) 所得制限なしで18歳までの均等割負担をゼロにすること。7政令市が実施しているなど全国の状況をよく研究すること。
 - b) 自営業者やフリーランスも対象に含めた傷病手当金を制度化すること。
 - c) 就学援助相当の収入であっても就学前児や高校生のいる世帯は減免制度から除外されており、矛盾がある。これらの世帯も対象に含めること。
 - d) 市の「4割減免」は、法定の2割軽減と5割軽減の間の世帯を救済できるよ

う収入基準を引き上げること。対象となる可能性のある市民には積極的に周知すること。

- ③一部負担金減免の条件を拡充すること。また、職員に対して条件が所得であることを周知徹底すること。
- ④国民健康保険料を算定する際の総所得金額の上限を大幅に引き上げ、負担の累進性強化により必要財源を確保するよう国に求めること。
- ⑤★県統一化の議論にあたっては、岡山市独自の基金や減免制度を維持すること。

(3) 後期高齢者医療制度について。

- ①★保険料の値上げ回避のために、補助を行うこと。
- ②「子ども・子育て支援金」の上乗せ徴収をしないよう国及び広域連合に求めること。
- ③年金額の引き上げによって窓口負担が2または3割に増える世帯があることについて、国および広域連合に負担増を回避するための変更や手立てを求めること。

(4) 加齢に伴う補聴器の購入費用補助について、25,000円の助成額を引き上げること。対象を非課税世帯のみから広げること。補助対象機器の範囲を広げること。

(5) 介護保険の負担軽減を図るため、市として以下を実現すること。

- ①介護保険料を引き下げること。
- ②保険料について、ひとり親、就学援助、子どもがいる世帯など市独自の減免制度を創設・拡充すること。
- ③介護保険料を算定する際の総所得金額の上限を大幅に引き上げ、負担の累進性強化により必要財源を確保するよう国に求めること。
- ④訪問介護事業所の実態を調査し、ヘルパーの移動時の費用への助成など必要な支援策を市として実施すること。報酬改善を国に意見すること。
- ⑤利用料について、前年度収入により負担限度額認定が適用されない住民税課税層への特例減額措置を拡充すること。福祉制度に頼らず働き続け自宅介護をしていた世帯が課税世帯となって過重な負担に苦しんでいる事例があり、制度の矛盾を生じている。こういった事例を把握し、市として対応できることを考えるとともに、国にも制度の改善を求めること。
- ⑥介護人材の確保と処遇改善のために、保育士のように市独自で賃上げ支援を行うこと。
- ⑦ペナルティ回避のため、認知症等で意図せず滞納した保険料を納付できるようにして利用制限を回避し、必要な介護サービスを受けられるようにするために、保険料納付の時効を無くすよう国に介護保険法第200条の改正など制度改善を求めること。
- ⑧年金や生活保護でも入れる特養やグループホーム、リハビリ対応デイサービス等の施設を増やすこと。
- ⑨グループホーム等において生活保護受給者を受け入れた場合に、施設の持ち出しが生じないよう補助すること。
- ⑩社会福祉法人減免を行っている法人に対し、持ち出し分を市として支援するこ

と。国に制度改善を求めること。

- ⑪国で議論されている介護保険制度見直しに対して、軽度者の介護保険外しやケアプランの有料化など利用控えや重度化を招く改定は行わないよう、市として意見を言うこと。

(6) 生活保護について。

- ①「生活保護は権利」との根本原則のもと、寄り添った対応を心がけること。
 - a) 窓口対応職員とケースワーカーに対して、窓口に来た人を申請受付せずに帰す対応をしないよう徹底すること。
 - b) 市民に制度の正しい理解を広げるよう努めること。「生活保護は権利です」の啓発に力を入れること。
- ②保護費は、判決に基づきまず引き下げ分を元にもどし、更に引き上げるよう国に求めること。
- ③受給者の人権と命、健康を守る立場に立ち、以下を実施すること。酷暑で命を落とす事例が市内で発生している。
 - a) 近年の酷暑を踏まえ、他自治体の事例に倣って、保護開始時期に関わらずエアコン設置費用を補助すること。エアコンなど主要家電が壊れたときの買換えについて、支給または補助すること。
 - b) 灯油代や電気代など冷暖房費用を補助すること。
- ④扶養照会が申請のハードルにならないようにするために、申請者や相談者に対して丁寧に説明し、機械的に扶養照会を行わないこと。親族に知られたくないなどのために申請を諦めることのないようにすること。
- ⑤生活保護のケースワーカーについて
 - a) 担当ケース数が1人80人以下になるよう、速やかに拡充すること。
 - b) ケースワーカーや窓口職員とのトラブルが増えている実感がある。職員の説明不足、制度の理解不足、コミュニケーション不足などが理由である。寄り添っていないと受けられる対応、人権侵害を行っていると思われる事例が複数ある。質の向上について、高い人権意識をもち、相手に寄り添い、制度を熟知し、専門能力を生かした対応ができる職員を福祉事務所単位で育成すること。
- ⑥毎月の扶助額の決定通知について、受給者本人が理解できるよう、よりわかりやすく様式を変えること。

(7) 障害児・者の支援拡充を。

- ①相談支援事業所と計画相談支援員を増やすこと。
- ②相談支援事業所と計画支援相談員の情報などを利用者にわかりやすく周知すること。保育コンシェルジュのような情報支援担当者の配置や、フローチャートでほしい情報にたどり着けるような工夫を行うこと。
- ③18歳以上の強度行動障害等について、市として実態を把握すること。グループホームを増やすこと。いわゆる「親なき後」問題等についても支援できる体制を早急に構築すること。
- ④心身障害者医療費助成について入院1年の限度を撤廃すること。1年入院している市民や医療機関の状況を把握し公表すること。

⑤県に、岡山市に対しても精神障害者医療費の補助を行うよう求めること。

⑥障害者雇用について。

a) 民間での雇用の場拡大を、市として支援すること。

b) 法定雇用率到達で良しとせず、市役所における障害者雇用を積極的に増やすこと。

c) 市として、A型事業所と発注事業者とのマッチングを支援すること。「t a n o m a」の利用状況を明らかにすること。

⑦放課後等デイサービスについて。

a) 事業所が急増し、質に課題のある事業所に関する情報も寄せられている現状に鑑み、質の保障を確保する観点で、市として現状を把握すること。合わせて、利用者にわかりやすく周知すること。

b) 平日日中については、利用日（支給日数）以外の子どもの居場所を確保できるよう、市として取り組むこと。

c) 保護者にとって必要な情報を得やすくするために、障害者のしおりや市ホームページ等で、日中一時支援と放課後等デイサービスを合わせて見られるようにすること。

d) 学校は、放課後等デイサービスに対して、子どもの必要な情報を伝えるなど、連携を強めること。

⑧市有施設のトイレを整備・改修する際には、オストメイト対応にすること。

⑨補装具、日常生活用具について、支援対象用具を実情に応じて拡大すること。

特にストマ関連の種類を増やすこと。物価高騰を踏まえて、額を引き上げること。

⑩リフォーム助成について、物価高騰を踏まえて、助成額を引き上げること。

⑪市発達障害者支援センター「ひかりんく」について、予約待ち、相談しにくい、使いにくいなどの声が寄せられている。以下について改善を図ること。

a) 平日の日中に相談に来られない人のために、土日も対応すること。

b) 相談件数の増加に対応できる体制を構築すること。

c) センターの医師の体制を拡充すること。

⑫障害福祉サービスにおいて1割負担としていることを改めるよう国に意見すること。

⑬担当制やアフターフォローを充実させるなど、希望者への就労支援を強化すること。定着促進を図ること。岡山障害者就業・生活支援センターの実績を示すこと。総社市等他市事例を参考に、目標と計画をもって取り組むこと。

(8) 引きこもり支援の抜本強化を。

①市ひきこもり地域支援センターの体制を質・量両面でさらに拡充すること。

②発達障害やグレーゾーンの方、病識を持っていない方などもいることを前提に、職員の専門性を高めること。

③自立支援までサポートする方針と計画を持つこと。担当制に関わり、自立まで長期的、専門的、継続的に支援できる仕組みづくりを進めること。自立支援の必要な若者への支援を進めること。

- (9) 無料低額診療の拡充と周知を。
- ①院外調剤薬局の薬代を助成すること。国にも制度化を強く求めること。
 - ②必要な方が使える制度にするよう啓発を強化すること。
- (10) がん対策推進条例について、意義を再認識し、施策を拡充すること。
- ①市独自の計画を策定すること。
 - ②がん検診率が上がっていない実態を真摯に受け止め、以下の対策を講じること。
 - a) 有料化したメニューを無料に戻すことや、負担軽減をはかること。乳がん・子宮がん・胃がんの検診への助成を毎年に戻すこと。
 - b) 期間を通年にする。
 - ③がん患者が、状態に応じて、介護認定や障害年金の申請ができることを周知すること。周知の対象と方法を示すこと。医療機関の相談部門にも周知すること。
 - ④企業に対して、治療と就労の両立を支援するよう、啓発を強化すること。
 - ⑤弾性ストッキング等の用具など、がんを抱えながら暮らすことに伴う経済的負担の軽減策を講じること。
- (11) マイナンバーカードへの一本化について、市として市内医療機関や市民の実態をつかみ、引き続き従来の保険証（資格証）を使用可能としていくこと。「マイナ保険証」の利用実態を示すこと。
- (12) 社会福祉協議会、寄り添いサポートセンターの充実を。
- ①寄り添いサポートセンターについて、体制拡充を引き続き進めること。支援員の資質向上につとめ、市民に寄り添えるよう努めること。
 - ②コロナ特例貸付の返済について、返済額の減額や免除対象の拡大を市として行うこと。相談支援事業は、特例貸付返済に特化するのではなく、世帯の家計全般に対して丁寧な支援を行うこと。
 - ③市として、社協の制度を含め、額の引き上げ、使途対象の拡大、連帯保証人の廃止など、借りやすくする、緊急時に対応できるようにするなど、貸付制度を充実させること。（収入が生活保護基準を上回り、通常であれば何とか生活を営めても、病気など突発事態が発生すれば一気に生活基盤が崩される低所得層からの相談が増えている。これらの世帯には、一時的な貸付等が生活の立て直しに有効な施策だが、社協の貸付は、コロナ以前の実績が皆無に近く、セーフティネットとして機能しているとは言い難い状況にある。）
- (13) ホームレス支援で、一時的な宿泊場所の確保等といった緊急対応ができるようにすること。
- (14) 身寄りのない高齢者の死後事務を支援する制度を研究し、創設すること。（先行事例：静岡市）
- (15) 新型コロナウイルス感染症に関して。
- ①ワクチンは、インフルエンザと同程度の費用負担で接種できるようにすること。
 - ②後遺障害とワクチン接種後の長期副反応（後遺症）について、市民の不安に寄り添った対応を行うこと。
 - ③後遺症等について、医療機関等とも連携し、こういった事例があるのか市として

も実態把握すること。市民対応と実態把握の両面から、市としても相談窓口を設けること。どこに相談すればよいかなどをわかりやすく広報すること。

- ④高齢者・障害者・医療・福祉施設等について、通所の介護や看護サービス事業所も含め、従事者の定期検査用の抗原定性検査キットを配布すること。早急に備蓄確保し、流行期に不足することのないようにすること。

5 水道事業の持続可能な発展のために

(1) 水道事業について。

- ①★南海トラフ巨大地震発生直後に市内で47万人が断水と想定されていることから、水道管路や施設の更新・耐震化を抜本的に加速すること。そのために、一般会計から費用を支出すること。国の財政支援を求めること。
- ②★2026年4月の再値上げは凍結すること。 ※2(1)②と重複掲載
- ③★低所得世帯や医療機関・福祉施設等に対して、減免や補助の制度を導入すること。 ※2(1)②と重複掲載
- ④水道事業は、将来にわたって民営化しないこと。
- ⑤職員は、現在の水準を維持し、減らさないこと。
- ⑥自主水源は、リスク分散の観点から将来にわたって維持すること。

(2) 苫田ダムと県広域水道企業団について。

2026年度で1期計画が完了することから、これまでを全面的に見直すこと。

- ①★県広域水道企業団に固定的に毎年23億円支払っている受水費について2026年度で1期計画が終了するという時機をとらえ、企業団に対し、岡山市の契約水量（基本水量、責任水量）や企業団全体の水需要計画の見直しを求めること。
- ②企業団が2期計画を中止できるよう、条件整備を国や県に求めること。

6 子どもの健やかな成長のために

(1) 「こどもまんなか社会」の実現をめざして。

- ①子どもの権利保障の実効性確保のために、子どもにとって、相談でき、思いを代弁し、権利救済する役割や、行政を監視・評価する等の役割を持つ独立した第三者機関を設置すること。
- ②子どもに関係する政策の立案に際しては、子どもの声を積極的に聞く仕組みを構築すること。全庁的な実施や検討の状況を示すこと。
- ③公園等について。
 - a) ボール遊びができるネット設置を促進すること。
 - b) ★トイレの洋式化及び修繕を速やかに進めること。
 - c) 恒常的な清掃や草刈りなどについても、地域の実情に応じて市が直接行うこと。
 - d) ★人工芝は、海洋マイクロプラスチックの要因となることが指摘されており、公園をはじめ市有施設について、設置前提で進めないこと。

④奨学金は、物価高騰等も考慮し、充実を図ること。

a) ☆給付型奨学金は、非課税世帯のみ、高校生のみとせず、対象及び額を拡充すること。対象者に対しては、申請によらず給付すること。周知方法や募集時期も含め検討しさらに強化すること。

b) 若年層の移住定住促進策や市内の雇用人材確保策として、各種貸与型奨学金の返済支援を行うこと。

⑤「日本版DBS」制度において必須でなく任意認定や対象外となる事業者についても、市として何らかの対応を検討すること。

任意認定…認可外保育施設、放課後児童クラブ、民間学習塾など
制度対象外…個人の家庭教師、ベビーシッター、ファミサポなど

(2) 就学前教育・保育について。

①★入園申請で希望園を3園書いても入れなかった児童が400人以上いる現状を踏まえ、市立園をこれ以上廃止・民営化しないこと。

②定員が300人を超えるような大規模園について、保護者や職員、関係者などから「普段の散歩に行けなくなった」「運動会が集団演技ばかりになった」「異年齢交流が減った」など、保育の後退の状況を指摘する声があることを踏まえ、市立園の統廃合によってできた民間の大規模園についても、移行前後の変化や特徴、市が把握している状況を審議会や議会に報告すること。

③保育園の給食は保育と一体のものであり、幼児教育・保育の無償化の流れの中で、副食費を無償にすること。国に対しても公定価格に含めるよう求めること。市立園において米を持参している現状は公私の不公平を生じさせており、市立園において完全給食を実現すること。自宅での子育てに経済的支援を検討すること。

④市立園における画用紙や色紙などについて、徴収をやめること。共有して使う保育材料は公定価格に含まれており、内閣府のQ&Aでも日常的な保育で使う教材の費用については保護者から徴収しないとされていることから、不当な徴収の疑いがある。公定価格に含まれているものと実費徴収しているものを明らかにすること。

⑤保育士を増やす施策を強化すること。

a) 児童の成長発達や安全確保と労働環境の改善で職場定着率の向上に資する観点から、保育士の配置基準の引き上げを国に働きかけるだけでなく市独自でも行うこと。特に0歳児2:1、1・2歳児5:1は速やかに実現すること。配置基準については、幼稚園のようなクラス制の考え方に立つこと。

b) 市立園の正規保育士の採用数を増やすこと。

c) 保育士の早期退職が多く人が足りない現状に鑑み、ワークライフバランスの確立をすすめること。

d) 市立保育士の育児短時間勤務制度は、本人が希望した場合には必ず取得できるようにすること。取得状況を明らかにすること。

e) 私立保育士について、処遇の引き上げや労働環境の改善を進めること。市独自の施策については、継続し拡充すること。

f) 看護師を保育士の配置基準に含めずに専任で、全園に配置すること。看護師

の加算は、1人分を賄えるものにすること。

g) アレルギー対応を強化すること。

(3) 「保育園に入れない子」ゼロをめざして。

① 「隠れ待機児童」とも呼ばれる未入園児童は529人と多数残されている。加点があってさえきょうだいで別々の園に入らざるを得ない状況もあり、岡山市において「保育園に入れない」問題はまだ深刻である。未入園児童が多い地域では、認可保育園での受け入れ増をはかること。

② 認可保育園に申し込んでも入園できず、やむを得ず特認登録保育施設や企業主導型保育施設等を利用する児童は、待機児童から外さないこと。

③ 3歳児保育を全ての市立幼稚園で実施すること。需要があるところは定員を増やすこと。

④ 市立幼稚園で、できるところから預かり保育を実施すること。

(4) 障害児保育について。

① 公私立を問わず、どの認可保育園でも障害児が全員入園できるよう、拠点園と同等の人員体制と施設整備を拡充すること。拠点園制度について、入園希望が殺到している現状を踏まえ、あり方を見直すこと。

② 重度心身障害児や医療的ケア児が、遠方の園に入らざるを得なくなることをないよう、各園において人員体制の拡充や施設のバリアフリー化を進めること。

(5) こども誰でも通園制度について、保育士配置や施設などの基準を、少なくとも一時保育以上のものとする。事業者に対して必要な補助を行うこと。

(6) 放課後児童クラブについて。

① 年度当初から待機児童が出ないように、施設整備と放課後児童支援員等の確保を行うこと。

② 市立クラブについて。

a) 入所選考の際、保護者の勤務時間については、単純に時間の長短のみを見るのではなく、日中の短時間パートであっても夕方の勤務時間帯中に児童が帰宅する場合には、児童福祉法に言う「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」とであるとみなし、考慮に含めること。

b) 待機児童のいるクラブであって、転入や保護者の就労などによる場合は、年度途中でも入所申込を受け付けること。途中入所の選考にあたっては、認可保育園と同様に、保育の必要度の高い順に入所できるようにすること。

c) 行事や手作りおやつなどの体験を充実させること。「調理実習の行事」が可能なことを、各クラブに周知すること。保育内容は、発達保障の観点に沿ったものにすること。

d) 総支給額が初任給で14万円台では若者が職業として選べない。支援員について、職業として選べる処遇に改善を図ること。その際、市の財政支出を増やして、保護者負担を増やさずに拡充を進めること。

e) 人員確保の観点から、支援員の駐車場の確保を進めること。または、駐車場料金の実費分を支給すること。

f) 待機児童の解消を待たずに、毎週土曜日開所について、クラブごとの状況を

把握し、可能なところから実施すること。

- ③全クラブに対して、作業療法士の派遣をプッシュ型で具体化すること。
- ④届出済民間クラブ以外の類似施設について、保護者と子どものニーズの受け皿になっている場合もあることを踏まえ、市として実態把握をすること。移行を希望するクラブには支援を行うこと。
- ⑤特に夏休みの暑さ対策とともに、体験保障の観点からも、教育委員会と連携して、特別教室等（工作室、家庭科室、図書室など）の場所と機能の活用を積極的に進めること。
- ⑥受け皿整備の1つとして、認可保育園等を積極的に活用すること。

（7）子ども貧困対策を強化すること。

- ①子ども貧困対策は、局をまたぎ全庁的に対応する必要のある課題であることから、特化した課や係を設け、独自の推進計画を立てて進めること。
- ②子どもの居場所づくりに取り組んでいるNPO団体等から継続していくことが難しいとの現状があることから、人件費への補助などを行うなど支援を強化すること。
- ③☆就学援助は、物価高騰などで経済的困難が強まっている実情を踏まえたものに改善すること。
 - a) ☆認定基準を引き上げること。生活保護費の引き下げは違法との判決が確定しており、市のこの間の「基準据え置き」とは別の観点から引き上げが必要である。
 - b) ☆各費目について、物価の上昇に見合った補助額の引き上げを行うこと。
 - c) ☆修学旅行費は、旅行代理店への直接的な支払や集金に間に合う支給をしている他自治体事例を研究し、本市でも実施すること。
 - d) ☆新入学学用品費は、1～2月頃に支給している他自治体の事例を研究し、新年度の物品購入に間に合うように支給すること。
 - e) 修学旅行、PTA会費等、国が示す費目の全てを実費で支給すること。
 - f) 就学援助制度や生活保護制度において、通学に使用するかどうかに関わらず、自転車保険や自転車用ヘルメットの費用を自己負担とならないようにすること。
 - g) 随時申請、随時認定、毎月支給するようにすること。

（8）ヤングケアラーについて。

- ①家庭の状況把握に重要な役割を果たしていた家庭訪問を、全小中学校で実施すること。
- ②子育て家庭訪問支援事業等を保護者、学校、子ども相談主事、保健師、地域の支援関係者に周知すること。教育委員会のホームページを含め、分かりやすく掲載すること。

（9）妊産婦支援について。

- ①産前・産後ケアについて。
 - a) レスパイトを充実させること。
 - b) 宿泊ケアの利用可能日数を増やし、他の兄弟姉妹の預かりを行うこと。

- c) 宿泊も日帰りも、対象を就学前まで広げること。利用可能対象を拡充すること。
- d) 岡山市民病院で非課税・生活保護世帯の自己負担が生じないようにすること。
- e) 多胎児について料金負担軽減をはかること。
- ②多胎児の出産・育児への支援を強化すること。
 - a) 多胎児や貧困家庭の育児ヘルパーについて、シルバー世代産前産後応援事業とは別に制度化し、専門的資格のあるスタッフを派遣できるようにすること。
 - b) 対象を就学前までに拡大すること。
 - c) 子育て家庭訪問支援事業が利用できることを周知すること。
- ③産後ケア事業に理学療法士を活用できるよう条件整備を進めること。個人開業の理学療法士も事業の対象に含めること。
- ④不妊治療について、経済的負担を軽減すること。
- ⑤さんさん育児相談事業について、保護者同士の交流、地域でのつながりづくりなどの意義を再認識すること。全公民館での開催、全ての会場での毎月開催、予約不要などの形で実施すること。
- (10) 児童虐待について。
 - ①防止・早期発見と、被害児童への支援を強化すること。
 - a) 「軽度」を含む全ての事例について、当該児童を定期的に必ず現認すること。状況の変化を踏まえた支援方針見直し後にどのような体制を取っているか、面談やケース会議の実施状況（件数や頻度など）を示すこと。
 - b) DVの要素を含む場合が多いとの視点を、全ての職員が持つこと。全ての相談員、窓口職員には研修を行い、チェックシートやマニュアルを共有し、徹底すること。“虐待の陰にはDV有”との視点のもとに、DV防止・被害者支援の担当者をケース会議等に参加させること。
 - c) 地域の各種組織との連携を強化し、適切に情報共有し、事例の早期発見、漏れの無い見守りなどを各地域で構築すること。特に学校については、民生委員等から個人情報保護を理由に十分な連携ができていないとの声がある。全校で対応方針を徹底すること。ケース会議のメンバーに必要な応じて民間支援団体を加えること。
 - d) 要保護児童対策協議会について、市全域での活動を強化すること。地域ごとに開催状況を示すこと。
 - e) 過去事例での反省点を踏まえ、きょうだいの中で誰かが虐待を受けている場合には、こども全員を保護すること。
 - ②こども総合相談所および地域こども相談センターについて、人員の拡充および質の向上を、早急かつ計画的に取り組むこと。
 - a) 各課の課長相当は、専門資格を持つ経験者を配置すること。
 - b) こども総合相談所の人員体制は、対応ケース数の増加傾向も踏まえ、児童福祉司1人あたり40ケースを目指して、増員計画を立てること。現在の配置状況を示すこと。

③保護課及び一時保護所について、子ども達に対して丁寧で専門的なかわりが必要であり、体制の見直しと拡充を進めること。

- a) 専門職について、国基準を上回る配置に努めること。配置状況を示すこと。
- b) 保育士は、新卒者は配置しないこと。専門的な知識を有する者を配置すること。
- c) 日中も夜間も、国基準の人員数は非正規を含めず、正規職員のみで配置すること。
- d) 子どもにとって思いを話せる信頼関係を築けるよう、子どもの意見を第三者が頻繁に聞ける仕組みをつくること。
- e) 「一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価報告書」での改善指摘事項と改善状況を示すこと。

④善隣館について

- a) 館長には行政職ではなく専門職を充てること。
- b) 経験豊富なスーパーバイザーを配置すること。
- c) 閉鎖的になりやすい施設であることを踏まえ、所管課とこども総合相談所は、入所児童に対して定期的なヒアリングを実施し、意見箱の声は直接全て把握し、対応していることが児童に伝わるように工夫すること。それぞれの形で意見の件数と、主な意見及び対応状況を示すこと。
- d) 地域に開かれた施設にするために、地域住民やボランティア、NPO団体などを含む運営委員会を設置すること。
- e) 抜本的な老朽化対策をとること。建て替えを早期に具体化すること。

(11) ファミリーサポート事業について、支援者側を増やす工夫を強めること。

- ①支援者側の単価を利用者側負担増せずに引き上げること。
- ②多子や障害児などに対応する際の加算を創設すること。

7 子どもたちの育ちと学びを支える学校を

(1) 全ての子どもに行き届いた教育を進めるために。

過度な競争教育や管理型教育の弊害が、国際機関からたびたび指摘されている。市と市教育委員会には、子どもたち1人1人が自分らしく成長していけることを、公教育の中でいかに保障するかという課題意識に立ち、「誰一人取り残さない、誰もが自分のペースで成長していける」というメッセージを発することと共に、以下各項の実現をはかるよう求める。

- ①産休育休代替職員について、確保の取組を強化すること。採用は正規で行うこと。
2025年度の定数内、教科、産休育休代替の欠員状況を小中別に明らかにすること。
- ②教職員が安心して働けるよう、教職員定数の抜本増を国に強く求めること。
- ③☆政令市間でも極めて低い状態が長年続いている教員の定数内正規率を上げること。非正規担任について、現状を明らかにすること及び縮小・解消に向けた考え方と方策を示すこと。

- ④支援学級の子どもも含めた人数で35人以下学級を編成すること。
 - ⑤中学校についても、国動向を待たず市として速やかに35人以下学級を実現すること。
 - ⑥岡山市の教職員の精神疾患による病気休職者及び1か月以上の病気休暇取得者について、実数及び割合と改善方策を示すこと。
 - ⑦教員不祥事が相次ぐ現状で、綱紀粛正や研修だけでなく、過度な評価制度を見直し、高ストレス環境を改善して、支えあう「チーム学校」をめざすこと。
- (2) 学校給食について。
- ①★☆☆学校給食は、国の動向に関わらず義務教育無償の大原則に基づき、国の額に上乘せしてでも市として無償化すること。この間、食材の品目数や栄養値が減少しているが、国の示している栄養値を基準として遵守し、回復・充実をはかること。
 - ②調理は、自校方式中心とすること。全中学校をセンター化する方針を撤回すること。調理場再整備計画策定の進捗状況を示すこと。計画が固まるより以前の段階で市民的議論を行うこと。自校調理を続けるための改修費用を各校ごとに試算すること。
 - ③☆☆新岡山学校給食センターは、費用が当初の想定から激増した原因や経緯を検証すること。配送校はこれ以上増やさないこと。
 - ④全校直営での調理に戻すこと。そのために、調理員の正規雇用を増やすこと。
 - ⑤給食食材の地産地消率を抜本的に引き上げること。産地調査は、現在の1校だけの調査ではなく、市内全体の数値を把握し公表すること。地産地消の程度を単価に左右されずに把握するためにも、食材数ベースでも把握すること。
 - ⑥他市や民間の事例を研究するなどして、岡山市学校給食会が食材調達のために農家と契約する仕組みを構築できるようにすること。契約農家の数を明らかにし、引上げ目標を立てること。
 - ⑦食育推進協力者制度を学校だけでなく地域にも周知を図ること。取り入れる学校を増やすこと。その際、学区の縛りはつけないこと。
 - ⑧現在の民間委託において、期間中の最低賃金の大幅上昇を踏まえて委託料の改定を行うこと。
- (3) 学校給食費の徴収について。
- ①学校給食費の滞納時に児童手当から徴収することについての「申出書」を、事前に徴収すること自体をやめること。少なくとも、実際の徴収前には、回答がない場合には必ず直接連絡して再度確認を取ること。
 - ②学校給食の申し込みの際に、申出書、同意書それぞれについて、同意は必須でないことを明記すること。
 - ③滞納した場合には、家庭の経済状況などを考慮した対応を行うこと。滞納に対する手続きを進める際には、文書ではなく面談等直接の確認を必ず行うようにすること。2024年度および25年度の滞納件数、滞納世帯に対して電話連絡した件数、訪問した件数、就学援助等の利用につながった件数、児童手当等から徴収した件数を示すこと。

(4) 総合教育会議と教育大綱について。

- ①総合教育会議の政治的中立性を保つこと。
- ②教育大綱について、全国学力・学習状況調査や岡山っ子アセスの成績を指標にして子どもたちや教員を駆り立てないこと。テストに関わる具体的な数値目標を立てないこと。
- ③教育大綱には、子どもの意見を聴き、反映させること。
- ④「選択と挑戦を繰り返す」は、掲げるのをやめること。「挑戦」できない子に間違ったメッセージを送りかねない。

(5) 競争教育につながるテストはやめること。

- ①全国学力テストには参加しないこと。少なくとも抽出調査とするよう国に意見すること。生活習慣や学習状況に関する調査や授業改善のための取組は、別途行うこと。全国比較するテストでなくても子どもの理解度をはかることはできる。
- ②岡山市学力アセスは中止すること。テストのためのテストになっている。業者委託により全国比較するものになっている。

(6) 平和教育について。

- ①教育委員会として、平和学習を重要事項として全学校で位置付けること。
- ②義務教育期間中に全員が1度は空襲展示室を訪れて学習できるようにすること。見学バスの費用補助など、支援メニューをつくること。
- ③☆自衛隊は敵をせん滅することやそのために賭命義務を負っている組織であり、防災については本来任務でなく専門家でもない。自衛隊が学校に意識的に入り込もうとしている現状も直視し、防災教育と称して自衛隊を呼ぶのをやめるよう教育委員会として方針を確立すること。

(7) ☆不登校支援の児童生徒の健やかな発達と学力保障のために、以下に取り組むこと。

- ①☆不登校が増えている状況について、子どもを取り巻く環境が多様化する中で競争型、管理型の日本の教育の弊害が国際機関からも指摘されていることを踏まえた分析を行うこと。
- ②☆全ての支援機関において学習支援を具体化し、進めること。
- ③☆不登校やそれに近い状態にある児童生徒に対して、ひとり一人に適した支援の方法や場所をコーディネートできる機能を市として強化すること。
- ④☆校内支援教室について、全校に広げること。
- ⑤☆不登校支援にあたる人員は、正規化や処遇改善などで専門性の向上をはかること。不登校の実体験をもつ人も積極的に活用すること。支援の責任者は、学校管理職OBに限定せず幅広くとらえて、適任者を配置すること。
- ⑥オンラインを含め、実質的な学びの保障を強化すること。支援の実例を示すこと及び検証すること。
- ⑦不登校出現率と相関関係があると考えられることから、家庭支援率の高い学校には専任の教員を加配すること。
- ⑧地域のこども食堂や学習支援などを行っている民間支援団体とも積極的に連携し、居場所確保をすすめること。子どもや保護者に対する情報提供を強化すること。

- ⑨フリースクールの利用費用の支援を行うこと。
- (8) 家庭支援の充実について。
- ①スクールソーシャルワーカーが足りていない。増員を計画すること。「学校と福祉をつなぐ」ではなく、学校現場に常駐して子どもの背景にある家庭を直接支援する福祉の専門職が必要である。支援の責任者は、学校管理職OBに限定せず幅広くとらえて、適任者を配置すること。
 - ②スクールカウンセラーを全校配置すること及び勤務時間等を拡充すること。経験の蓄積と専門性の向上が重要であり正規化すること。
 - ③家庭でオンライン学習をする際に貸し出すWi-Fi機器の通信料金は、公が保障すべき教育の費用として、家庭の負担としないようにすること。
- (9) ☆子どものICT端末使用については、健康や学習の面で悪影響があるとの指摘があり、世界的には教科書を紙に戻す動きもある。現場と子どもに100%使用を押し付けるのではなく、影響を十分に検討し、活用については慎重に対応すること。
- (10) 学校現場での性教育について、望まない妊娠、若年妊娠の背景として、子どもたちに、自分の心身に関する知識が不足し、自分自身を大切にすることを学ぶ教育が足りていないことが指摘されている。自らの人権と健康を守るうえで、からだと性を学ぶことは不可欠との認識に立ち、以下事項の推進をはかるよう求めること。
- ①包括的性教育について、ユネスコが提唱する包括的性教育は、月経や射精、妊娠・出産の仕組みに限らず、人間関係やジェンダー平等、性的同意、避妊やアフターピルなど様々な要素を含んでいる。この視点を学校教育に取り入れる方針を市として持つこと。外部講師を積極的に活用すること。
 - ②「性と生殖の健康と権利」を明確に教育現場で教えること。
- (11) ☆生理用品は、トイレトペーパー同様に必需のものであり、ジェンダー平等を学校現場でも徹底するために、トイレに常備すること。対面でなくても受け取れるようにすること。現在の取組校数、取り組み内容を示すこと。
- (12) ☆教職員による性暴力に関する事案の発生が後を絶たず、全庁で比べても発生頻度が突出している。根底には、教職員の多忙でストレスフルな働き方が影響しているとも考えられることから、人員増と働き方の改善を緊急に具体化すること。
- ☆①これまでの個別事案については、働き方の実態と問題点について、心理の専門家などの外部意見も必要に応じて参考にし、検証を行うこと。
 - ☆②「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」およびその指針に基づき、計画を策定すること。
 - ☆③千葉市などを参考に、未然防止や発生時の調査などに対応する常設の委員会を設置すること。
- (13) 過大規模校の、運動場の広さが足りず、時間や曜日を制限されて児童生徒が安全にのびのび遊べない等の課題は人権侵害であるとの認識を持ち、以下の対応をしよう求める。
- ①学年やクラスによって、遊べない曜日や時間帯がある状況は、現状に対する安全対策としてやむを得ないものではあっても、恒常化すべきものではなく、速やか

に改善を図ること。

- ②特に吉備小学校において放課後児童クラブの施設設置によってさらにグラウンドが狭くなったことは看過できるものではなく、子ども達が遊べるスペースの確保と、放課後児童クラブの施設設置場所の再検討をすすめること。
- (14) 岡山っ子スタート・サポート事業について、1年生が複数クラスある学校では毎年必ず全クラスに配置できるようにすること。前年には配置されていたのがゼロになるのは大変との学校からの声がある。
- (15) 図書館司書及び栄養士は、全ての市立学校に正規で配置すること。
- (16) ★☆☆指定避難所であることも踏まえ、学校のトイレの洋式化を加速すること。「既存学校施設のバリアフリー化改修基準」を、全ての和式便器を洋式化するように改定すること。 ※3(4)④と重複掲載
- (17) ★☆☆指定避難所であることも踏まえ、小学校の体育館にも常設型のエアコンを速やかに設置すること。
- (18) ★☆☆学校給食調理場に常設型のエアコンを速やかに設置すること。
- (19) 医療的ケア児への学校での支援は、家庭でも関わっている看護師が行えるようにすること。
- (20) ☆「部活動は学校教育活動の一部」という原則と学校内での恒常的な部活動は、今後にわたって維持すること。家庭の経済的負担を増やさないこと。部活動に従事する教員の手当を拡充すること。
- (21) 制服は、性的多様性に対応できるものにする。
- (22) 後楽館高校の生徒が使用するタブレットを無償化すること。
- (23) 市立夜間中学について
- ①在籍年限は、個別の状況に応じて慎重に検討すること。
- ②不登校やそれに近い状態の現役中学生が希望した場合には、入学できるようにすること。
- (24) 公民館基本方針と公民館振興室について、開始から一定期間経ったことから、あり方について検証すること。
- (25) 市立図書館は、将来にわたって民営化しないこと。
- (26) 中区図書館は、現在の予定地にこだわらず建設する方向で取り組むこと。

8 地域の農林水産業を持続可能なものとするために

- (1) 以下を実施すること。
- ①食料自給率をカロリーベースで50%へ早期に回復し、60%をめざすよう国に求めること。
- ②★一般会計の2%にも届かない市の農林水産業予算を拡充し、中小規模の市内農家が営農を継続していけるよう、農業の価格保障・所得補償、機械購入費の補助を市独自でも実施すること。国にも施策を抜本的に拡充するよう求めること。多様な農家の意見を直接聴取し、農地の集約の相談やマッチングの支援を行うこと。

- ③水田活用の直接支払交付金について、拡充するよう国に求めること。
- ④国産飼料の活用促進に向けて、飼料生産者への支援を行うこと。
- (2) 農林水産振興アクションプランに学校給食を位置づけ、農業振興と学校給食における地産地消の推進をはかること。
- (3) 岡山中央卸売市場及び花き卸売市場について。
 - ①将来構想に基づく今後のあり方の検討にあたっては、市民的関心を高めながら進めること。議論の場などの公開や市民ワークショップなどを検討すること。
 - ②昨今の猛暑も踏まえ、抜本的な施設改修を行うこと。施設改修に際しては、一般会計から事業会計に対して適切な支援を行うこと。
 - ③地場産品の供給と普及に、特に力を入れること。特に、学校給食への地場産品の使用拡大に向けて、生産者や場内事業者、市及び市学校給食会に積極的に働きかけること。
 - ④市民の要望に応え市場の活性化をはかることや観光誘客の観点からも、市場敷地内で、地場の水産・青果・花きなど現在は購入できないものを購入できるようにすること。
 - ⑤市民向けの広報活動やSNSなどでの情報発信をさらに強化すること。
- (4) 有害鳥獣対策を強化すること。
 - ①近隣自治体や県等との連携をさらに強化し、個体数握を含めた総合的な対策を検討すること。
 - ②防護柵の更新は、所有者だけに留まらず、地域全体の農業被害防止に資することを踏まえ、他市事例も参考に、維持管理や柵周辺の草刈りなどへの補助制度を設けること。
 - ③ジビエ等利活用策について、市として補助事業化することやジビエカーの導入など、多面的に研究を進めること。素材や製品の販路拡大支援や価格低減化への支援、市民への周知を強化すること。
 - ④人の生活空間と鳥獣の活動エリアを分ける「ゾーニング」について、市としても研究やモデル事業に取り組むこと。
- (5) 有機農業の普及拡大をめざし、支援策を強化すること。有機食材について、消費者への理解や利用の促進にむけた啓発に取り組むこと。
- (6) 認定農業者以外の農業者についても、支援の意義や必要性を研究すること。

9 住民本位のまちづくり、交通政策の推進を

- (1) 市街地のスプロール化抑制の観点から、20戸連たんの対象地域についても、農地の市街化は抑制すること。これ以上、条件を拡大せず地域を広げないこと。
- (2) 「岡山市企業用地の確保に関する運用方針」の運用にあたっては、農地の確保に留意すること。
- (3) 放置されている空き家への対応について。
 - ①★所有者の一部が不明なことにより、利活用や除却が困難となって放置された空き家が増えていることについて、市として必要な対応を急いで取ること。

- a) 地権者全員の同意を必要とすることや特定空家のみを対象とするなどの補助金の条件を、緩和すること。
 - b) 国に対して、所有者不明土地・建物の活用促進に向けた制度整備の促進を求めること。
- ②中古住宅の購入促進のために、助成制度や税制優遇などのインセンティブを設けること。各助成制度の活用実績を示すこと。
- (4) 市街地再開発事業は、人口減少社会を見据えて、市として計画性を持ち、個々の事業の採算性について市の財政負担を考慮し、年度ごとの限度額を設定すること。建設費やマンション需要の動向を市として判断し、事業の中止も視野に入れた指導や助言を行うこと。検証をすること。
- (5) 公共交通について。
 - ①交通政策について。
 - a) 市民の移動権・交通権を守る立場に立ち、交通不便地域の18万人を解消していく政策と計画を立てること。スケジュールを具体化したアクションプランも立てること。
 - b) 自動車分担率を下げる数値目標を立てること。
 - ②バス路線の維持や復活のための予算を組むこと。
 - ③バス路線再編は、住民要望に応じて更なる利便性向上や路線拡充を進めること。支線バスの運行は、赤字補填の期間を延長してでも定着をめざすこと。
 - ④FRA tを含め、低床車両を増やすこと。車両の導入・更新にあたっては、車いすや手押し車等での利用について、当事者の声も聞きながら、改善をすすめること。
 - ⑤ふれあい号について、廃止しないこと。運賃補助を継続すること。を住民の交通手段の1つとして活用できるようにすること。
 - ⑥吉備線沿線において、LRT化議論とは切り離して、フィーダー交通の整備を進めること。
 - ⑦三門の踏切改良4車線通行化について、JRと協議すること。
 - ⑧高齢者、障害者、妊婦などに対して、福祉施策、外出促進、物価高騰対策などの面から、タクシーチケットの配布など交通費用への助成を行うこと。福祉タクシーについては、25年11月から平均13%値上げとなっていることを踏まえ、助成額をさらに引き上げること。
 - ⑨学生割引、通勤割引について、事業者に対して市が財政的支援を行うこと。高齢者、障害者については無料にすること。
 - ⑩デマンド型タクシーについて、利用料引き下げと地元負担の完全解消をはかること。高齢者・障害者の半額割引の対象とすること。
 - ⑪各駅のバリアフリー化を早急に進めること。庭瀬駅については、南出口の階段に手すりを設置すること。
- (6) 生活道路等について。
 - ①要望から改善まで時間を要している。補修・改善を速やかに行うこと。少なくとも年度内に具体化できる予算を確保すること。

- ②点字ブロックは、計画的に改修すること。延伸を計画的に行うこと。
 - ③歩道の改修、拡幅、段差解消を促進すること。
 - ④私道の市道認定について、公共性の高いものは積極的に認定すること。側溝整備を条件としないようにすること。
- (7) 自転車の安全対策と利用促進について。
- ①公道における自転車道の整備を促進すること。
 - ②自転車用ヘルメットについて、購入費用を補助すること。
 - ③自転車保険の費用を補助すること。
- (8) 市営住宅について。
- ①募集停止でない空き住戸は543で管理戸数のおよそ1割に達している。これらの改修を進め、募集数を大幅に増やすこと。
 - ②全体の管理戸数について、高齢者の民間賃貸住宅への入居困難性を十分ふまえ、将来の必要数を十分に精査し、これ以上減らさないこと。
 - ③周辺部の募集停止住戸については、移住促進や若者呼び込みなどの観点で、民間活用も含め、低廉な家賃のモデル事業に取り組むこと。
 - ④高島市営住宅の入居者と近隣住民に、建て替えの説明と意見聴取を早急に行うこと。
 - ⑤共用階段の手すり設置などバリアフリー化を早急に進めること。
 - ⑥火事で焼け出された際の緊急入居の要件を緩和すること。火事や措置用の住居について、冷暖房を含め生活に必要な物品（炊飯器、鍋など調理器具を含め）を備えるかレンタル費用を市が負担すること。物価高騰等を踏まえ見舞金の増額を検討すること。
 - ⑦近年では民間賃貸住宅でもエアコンは備え付けが一般的となっていることも踏まえ、住宅設備として設置すること。
 - ⑧町内会やその加入の有無に関わらず、自主防災組織の結成を進めること。
 - ⑨建て替え後の家賃上昇を抑制すること。
 - ⑩収入要件超過が一時的な場合には、退去させないこと。
 - ⑪駐車場の数は、若い世代や子育て世代の入居や介護ヘルパーの訪問等を想定して十分な台数を積極的に確保すること。
 - ⑫市内で就労やその予定があるかどうかに関わらず、低所得の移住希望者に対応するため、市外現住者も市営住宅への応募を可能とすること。
 - ⑬来客用駐車場の私的な長期占有について、管理者が適切に対応するよう市として指導すること。
 - ⑭共有スペースの管理（例：階段の天井など、住民個人では手の届きにくい場所の清掃など）について、最終的に市が責任を持つこと。
- (9) 芸術創造劇場について
- ①企画主催団体や利用団体、障害者団体等とも連携して、市民の声の把握や実態調査を行うこと。改善に取り組んでいくこと。
 - ②障害者向けの地下駐車場について、当日利用や予約方法の簡便化など柔軟に運用すること。

- (10) 地場企業・事業者支援で波及効果も期待できる住宅リフォーム制度を創設すること。
- (11) 商店のリフォーム助成制度については、商店街振興としてだけではなく、個店の営業継続支援という政策の面からも制度を創設すること。
- (12) 斎場については、岡山市民にとって将来必要な炉数の計算を、現在の実績を踏まえて、再度行うこと。瀬戸内市営火葬場の利用状況を示すこと。
- (13) 北斎場について、周辺の環境への影響調査と住民への説明を継続すること。
- (14) 防犯カメラ・LED防犯灯・集会所整備など町内会への補助について、物価高騰の状況も踏まえて、引き上げること。

10 自然・生活環境を守っていくために

- (1) 二酸化炭素実質排出削減の2030年の目標を国並みではなく、より引き上げること。
- (2) 市として、二酸化炭素排出ゼロを実現していくためのロードマップの進行状況を明確に示すこと。市全体の進捗状況を示すこと。
- (3) 「再エネ100宣言 RE Action」の実現をめざして。
 - ①★市有施設の再生可能エネルギー導入の取り組みが非常に弱い現状を直視し、取組を抜本的かつ至急に強化すること。RE Actionの達成に向けた進捗状況（発電量、割合）を示すこと。
 - ②全ての市有施設に再生可能エネルギー発電設備を設置すること。全庁的な導入計画を立てること。
 - ③未利用地を太陽光発電等に活用すること。
 - ④蓄電池の導入目標を立てること。
- (4) 市民の再エネ、省エネの導入促進について。
 - ①住宅の太陽光発電や各種の省エネ機器等の設置数目標や節電目標を抜本的に引き上げること。
 - ②スマートエネルギー導入促進補助事業について、物価高騰を踏まえ、助成額を引き上げること。蓄電池、太陽光発電について、重点的に拡充すること。
 - ③中国電力に、太陽光発電の買取拒否（出力制限）をしないよう申し入れること。
- (5) 市内事業所に対し、再生可能エネルギー導入を促進する補助制度を抜本的に拡充すること。利用低迷の状況を分析し、制度の改善を進めること。
- (6) ソーラーシェアリングについて、営農継続と自然エネルギー拡大の両面から、取り組みが拡大するよう市として独自支援を行うこと。
- (7) 焼却場について。
 - ①2カ所体制をめざして、当新田環境センターは廃止方針を立てること。焼却ごみを無くしていく目標を持つこと。
 - ②施設の管理運営について、技術継承のために直営部分を確保すること。
- (8) 生ごみは再資源化をめざし焼却しないこと。
 - ①事業系生ごみの再資源化について、民間施設の活用を図る観点から、運搬費用の

- 助成などのインセンティブを設けること。
- ②学校はじめ市有施設から発生する食品残さや市場から発生する生ごみは、積極的に再資源化すること。
- ③家庭から出る生ごみや草木は燃やすのではなく、たい肥化を含む再資源化をすること。
- (9) プラスチックの分別回収について、分別の意義、CO₂排出削減や資源再利用の効果、中間処理後にどう活用されているかなど市民に情報提供し、啓発を強化すること。
- (10) 家庭系ごみ収集有料化によるごみ減量は図られていない。自治体本来の業務としてごみ袋を無料に戻すこと。
- (11) ごみステーションの設置を促進すること。
- ①道路の安全確保や環境美化の観点からも、路上の回収場所はステーションに転換すること。ステーションを設けられるよう支援すること。
- ②補助を増額する、市有地の提供や県・国の土地の活用も視野に入れ、設置しやすくすること。
- (12) 粗大ごみは、無料回収日を設けること。
- (13) ふれあい収集について。
- ①家庭系ごみについて、対象に精神疾患を含めること。
- ②粗大ごみについて、引きこもり等障害者手帳の無い場合でも第三者証明などで柔軟に対応すること。
- (14) 事業系ごみについて。
- ①処理費用は100%事業者負担となるよう手数料を設定すること。
- ②事業者に分別・再資源化を徹底するよう強く指導すること。分別徹底と再資源化促進のために、展開検査を強化すること。展開検査の件数と状況を示すこと。
- (15) 産廃について。
- ①産廃行政を、実務的な手続きだけのこととせず、良好な水源の保全、自然環境や住民の生活環境を守る立場にたって進めること。
- ②市内にはすでに多数の産廃処分場が立地している。これ以上産廃処分場を増やさないとの政策的立場に立つこと
- ③水源保護条例を制定すること。
- (16) PFAS問題について。
- ①水質検査を、回数を増やして行うこと。県とも必要に応じて連携を強化すること。
- ②影響と発生源を把握するために、水の調査個所を増やすこと。土壌についても独自に調査すること。
- ③市内の全ての産廃処分場（廃止を含む）について、排水や地下水の検査を行うこと。
- (17) 大規模太陽光について、地域の自然・生活環境の保全や防災の観点から、設置を規制する条例を制定すること。
- (18) 川ごみ・海ごみについて。
- ①海洋プラスチックごみ対策アクションプランに、人工芝への対策を盛り込むこ

と。

- ②製造者責任、販売者責任の観点で、責任分担するルール作りを進めること。自動販売機のそばに回収ボックスがない事例が散見されるので、市として実態を把握し、指導を強めること。
- ③用水路等の浮遊ごみについて、住民の力では取り除きにくい場合は、市の責任で回収すること。
- ④プラスチック被覆肥料の流出防止について、市として早急に対策を講じること。水田からの回収・流出防止対策や別肥料への切り替えなどについて、市として補助制度をつくること。
- (19) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(合特法)にもとづく代替業務はただちに終結すること。
- (20) し尿処理手数料について、低所得者の負担軽減を行うこと。そのために市の支出を増やすこと。
- (21) 下水道事業について。
 - ①下水道の敷設は、コンパクトシティの観点から、現計画以降は拡大しないようにすること。合併浄化槽で対応することとし、所要の補助を拡充すること。
 - ②公共下水道整備済みの地域における未接続の解消対策を行うこと。
 - ③下水道接続補助及び合併浄化槽設置補助について、物価高騰を踏まえ、助成額を拡充すること。
- (22) 野犬対策について、地域住民の相談に丁寧に対応し、積極的に捕獲すること。餌やりをしている人への啓発や指導をさらに強化すること。
- (23) 地域猫事業について、補助単価を抜本的に引き上げること。

1 1 誰もが大切にされる社会をつくっていくために

- (1) 「同和問題」に対する市の対応について。
 - ①「今後における同和問題解決の基本方針」は差別の固定化につながるものであり、「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」に含まれていることから、速やかに廃止すること。
 - ②☆同和問題に関する人権教育は、歴史的事実として教えることはあっても、新たな差別につながらないようにすること。いわゆる「同和地区」や「部落出身の人」は現存しない事実を厳格に踏まえること。教員研修において同和問題をことさら強調しないこと。
 - ③昨年の回答で「部落問題の解決には至っていない」とのことだが、詳細を示すこと。差別意識が一部に残っていることと、「部落問題」が現存することかどうかを混同しているのではないかと。差別の対象が現存していないことを明確に認めること。
- (2) 排外主義的な動きについては、市として反対の姿勢を明確に表すこと。就労や教育の場における外国人に対する差別や中傷の実態を把握し、示すこと。
- (3) 「岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画」を

実効性あるものとするために。

- ①「困難女性支援法」及び市の支援計画の理念に基づき、女性相談員は計画の主管課直属とすること。県配偶者暴力相談支援センターとも人事交流をすること。
- ②実際に支援活動を支えている民間団体がバーンアウトや資金難で活動途絶することのないよう、柔軟な補助体制、委託事業の拡充、団体スタッフに対する研修の無料実施、交流等に力を入れること。固定費や人件費などに対する財政支援を抜本的に拡充すること。
- ③若年妊娠や望まない妊娠への支援を強化すること。

(4) DV被害者支援について。

- ①配偶者暴力相談支援センターの人員体制を拡充すること。相談員は、専門職として長期的な視点を持って育成すること。DVの専門家として、児童虐待など様々な部署にアドバイスできる人材を育成すること。正規化すること。
- ②被害者の自立まで一貫した支援ができるよう市として責任を持つこと。配偶者暴力相談支援センターは、自立支援の役割を持つこと。他機関に繋ぐという考え方ではなく、岡山市の専門部署として自立まで伴走支援を行うこと。
- ③シェルターは、緊急避難シェルター機能と長期支援を要するステップハウス機能を明確に位置づけること。シェルター維持に関わる費用は、利用者の有無にかかわらず固定費の補助を強化すること。男性シェルターも確保すること。

(5) DV加害者の更生支援について、更生プログラムを具体化し実施すること。民間団体との連携も視野に入れて取り組むこと。

(6) 性暴力被害者支援について。

- ①市民病院が主体となって、民間団体とも連携しつつ、ワンストップ相談窓口を設け、24時間対応できるようにすること。
- ②被害者がアフターピルをどこで入手できるか、市として積極的に広報すること。
- ③性暴力被害者の支援団体と連携を強化すること。支援団体が運営継続できるよう資金支援すること。特に固定費や人件費への補助を行うこと。

(7) 仁愛館について。

- ①「困難女性支援法」を踏まえ、DVに限らず単身女性の入居や支援もできる施設にすること。
- ②自立やその後のフォローを含め一貫して支援できる施設とすること。運営体制は柔軟に考え、実効性をより高めること。検討状況と今後の予定を示すこと。
- ③入所する母子が社会経験や人間関係の経験を積んでいく観点から、他市事例も参考に、町内会など地域団体や行事等への参加などを通して地域と繋がれるようにすること。
- ④夜間や休日にも職員を配置すること。

(8) 3丁目ユースクリニック事業を拡充し、必要な予算をつけること。SNSも活用し高校生や大学生、若年層への広報を強化すること。

(9) ★全ての市有施設のトイレに生理用品を常備すること。

(10)「女性が輝くまちづくり推進課」の名称は、性の多様性やダイバーシティ、性被害やDV被害が女性に限らない中で、女性に特化されるべきでない政策をすすめる

観点から、変更すること。

- (11) パートナースhip宣誓制度について、同居する子どもなどの権利も擁護するファミリーシップに拡充すること。自治体間連携を強化すること。同様の制度が広がるよう岡山県にも働きかけること。
- (12) 選択的夫婦別姓制度の導入をめざし、国に働きかけること。通称使用の拡大では課題の解消にならないことを認識すること。

1 2 岡山市の行政のあり方について

- (1) ★地域の市民サービス拠点のあり方を抜本的に再検討すること。市民が市政全般にわたって相談できる窓口を中学校区単位で設けること。例えば、公民館や地域センター等に福祉の専門職を配置することなど、さまざまな手法の研究を求める。
- (2) ★カスタマーハラスメントについて、事業者や市民が相談できる窓口を設けること。事例の収集・分析・未然防止・啓発等を具体的に議論し、事案の審査や認定もできる第三者機関を設けること。
- (3) 職員体制について。
 - ①職員は正規を基本とすること。
 - ②特に公民館職員、保育士、図書館司書、栄養職員、保健師、児童福祉司については、必要数を速やかに全て正規化すること。合わせて、専門職として育成することをどう考えているか示すこと。専門性が高い職種であるにも関わらず年度単位の契約である場合、知見の蓄積が十分にできないと考えられる。
 - ③以下を推進すること。
 - a) 産休代替は正規で確保すること。
 - b) 技術職については、採用抑制方針をやめ、将来も見据えて積極的に確保すること。そのために処遇改善を図ること。
 - ④「官製ワーキングプア」を生じさせないように、非正規職員の処遇を直ちに抜本改善すること。ワークライフバランスも考慮し職場に人的余裕のある体制を構築すること。特に大規模災害や感染症の蔓延に対応できるものとする。
 - ⑤男性の育児休業について、収入の10割保障すること。市長部局以外について、目標割合を引き上げること。
- (4) 平和の課題に対する市の取り組みについて。
 - ①空襲展示室は、内容や利活用策を抜本的に充実させること。
 - a) 市民を含めた運営委員会を設置すること。
 - b) 他市事例を参考に、スペースを大幅拡張するよう施設のあり方を見直すこと。
 - c) 専任の学芸員を正規で置くこと。展示品の説明をできるボランティアの配置を進めること。市民ボランティアについては、学芸員の役割の違いを認識した上で積極的に活用し、やる気をそがないようにすること。
 - ②★自衛隊は敵をせん滅することやそのために賭命義務を負っている組織であり、防災については本来任務でなく専門家でもない。自衛隊が公共の場に意識的に入

- り込もうとしている現状も直視し、市主催または市有施設を使用しての行事において、自衛隊の出展を認めないようにすること。
- (5) 機構について、全庁的にあり方を検討し、必要な見直しを行うこと。具体的には、以下について取り組むこと。
- ①事業者指導課について。
- a) 1,000以上の障害福祉施設を6人体制で指導監査する状況は異常と思える。対象事業所の増加に応じた人員体制に拡充すること。
 - b) 毎年監査に行く、監査の間隔を短縮する、抜き打ちの実地監査をするなど、監査を強化すること
- ②平和行政は福祉援護課から分離させ、専任の部署を設けること。
- (6) 投票率向上に関して。
- ①期日前や当日の投票しやすい環境整備を進めるために
- a) 各期日前投票所で、区内の全有権民は誰でも投票できるようにすること。
 - b) 移動期日前投票所や移動支援の導入をモデル試行すること。
- ②当日の投票場所について、少なくとも区役所では区内の全有権者が投票できるようにすること。そのためにも、選挙人名簿のデータ化を進めること。
- ③障害者等の郵便投票制度について、対象者の拡大など制度拡充を国に求めること。
- (7) 自衛隊に市民の個人情報を提供しないこと。少なくとも、希望した人だけの分を提供するようにすること。
- (8) パブリックコメントについて。
- ①募集期間について、「30日間程度」は「30日以上」とすること。期間中に年末年始や連休などがある場合は、その分を考慮して期間を長めにとるようにすること。
- ②公表の場所について、市民の利便性を考慮し、地域センター、支所、公民館、ふれあいセンターなど全ての市有施設を要綱に明記すること。
- ③周知について、各担当課で市公式SNSやデジタルサイネージの活用、市の広報番組を含む一般メディアの活用、行事等での呼びかけなど、より積極的に行うこと。
- (9) 市及び市教育委員会において、統一協会やその関連団体のイベントを後援しないこと。情報収集を怠らないこと。

以上